



Title	社会的費用論の批判的検討:宮本憲一氏とW.カップの所説を中心に
Author(s)	吉田, 文和
Citation	北海道大學 經濟學研究, 29(4), 109-126
Issue Date	1979-11
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/31475
Type	bulletin (article)
File Information	29(4)_P109-126.pdf



[Instructions for use](#)

〈研究ノート〉

社会的費用論の批判的検討

——宮本憲一氏と W. カップの所説を中心に——

吉 田 文 和

はじめに

公害問題の経済学的分析において、社会的費用論は有力な潮流をなしマルクス経済学、近代経済学の双方にわたって、その大きな影響力をもち、現実の政策にも使用されるにいたっている。

A. マーシャルの「外部経済」, 「外部不経済」論, A. ピグーの「私的限界生産物と社会的限界生産物の乖離」論を源泉とする、厚生経済学の「社会的費用」論をも摂取しながら、社会的費用論の体系をうちたてた、W. カップ『私的企業の社会的費用』(1948年)は、その先駆をなした。

国内においては、宮本憲一『社会資本論』(1967年、有斐閣)が、W. カップの業績をとり入れながら、マルクス経済学の立場からの社会的費用論を提起された。

われわれは、マルクスの「社会的損失」論を手がかりとした、W. カップや宮本氏の先駆的業績を高く評価するものである。

しかしながら、社会的費用論は、本論で明らかにするように、いくつかの重大な理論的問題のゆえに、現実の公害問題の分析と解決の上で、混乱と障害をもたらしていることを率直に指摘しなければならない。

そこで、本稿は、社会的費用論の代表的業績として、宮本氏の所説を中心にとりあげ、あわせて、W. カップの所説をも検討することにしたい。

1) ソビエトの経済学文献においても、社会的費用という用語や、社会的費用論にもとづく分析があらわれている。たとえば、以下のごとくである。

- G. Механик, Социальные издержки научно-технической революции при капитализме, 《Мировая Экономика и Международные Отношения》Ию. 12, 1968.
- K. Гофман, Экономическая эффективность уменьшения выбросов в окружающую среду, 《Известия АН СССР, Серия экономическая》Ию. 6, 1973.
- 2) たとえば, 昭和47年度『環境白書』(14~19ページ)は, 「社会的費用の算定」を行なっている。
- 3) この著作は, 表題が『社会資本論』となっているが, 内容の大きな柱の1つは, 社会的費用論である。宮本氏の社会資本概念についての批判的検討は, 多数なされているが(たとえば, 北沢啓明・仲田朋道『『社会資本』概念の基礎的検討』、『経済』1973年11月号), 宮本氏の社会的費用論に対する本格的検討は行なわれていない。

I. 社会的損失を社会的費用と等置することは, 理論的 混乱の出発点である

宮本氏は, マルクス『資本論』第3巻第5章「不変資本充用上の節約」の記述, 「資本主義的生産様式は一方で個々の資本家にもうけさせるものを他方で社会の損失とする¹⁾」を根拠として, 社会的損失の概念を提起し, これをそのまま社会的費用と等置している。

すなわち, 宮本氏は, 『社会資本論』第3部「社会的費用と貧困化」第1章「資本主義と社会的費用」第3節「社会的費用」の項目において, 「資本にとっては「利潤のためにならば『殺人は殺害にあらず』」であったかもしれぬが社会的共同消費〔手段〕(引用者そう入)の節約の結果は先のマルクスの引用文のように, 「人間材料を浪費させ²⁾, 資本家の利潤とひきかえに, 社会に損失をもたらしたのである。」とのべられる。

宮本氏は, 「社会的費用」という項目のもとで社会的損失を説明され, それが社会的費用と等置される説明をなんらなされることなく, 「社会的費用」概念を提起され, 別の部分で, 「エンゲルスのいう社会的殺人, 傷害こそ社会的費用であろう³⁾」とのべられる。

これに対して, それに先行する, W. カップは, 『私的企業の社会的費用』において, A. ピグーや T. ヴェブレンの所説をも検討しつつ, 他方, マルクスの『資本論』第1巻第13章「大工業と農業」における記述をも引用し

ながら、社会的費用の概念を提起している⁴⁾。

さらに、W. カップは、のちの論文においてさきのマルクスの「社会の損失」についての記述を引用している⁵⁾。

このように、W. カップは、資本の利潤追求の結果おこる社会の損失というマルクスの記述を考慮しつつ、他方、「私的限界生産物と、社会的限界生産物との乖離」論などの、近代経済学の費用論を拡大、使用して、「社会の損失」を「社会の費用」といいかえたものであるということができるとであろう。宮本氏も理論の核心部分においては、これをひきつぎ「社会的損失=社会的費用」とされているのである。

しかしながら、これには重大な理論的問題がふくまれている。

まず第1に、公害現象を「社会的損失」と規定することの、意義と限界の問題がある。

マルクスの記述においては、資本の利潤追求のために、「不変資本充用上の節約」の結果として生ずる、社会のうける損失という規定であったが、これを公害問題の分析に用いると、資本の利潤追求に起因するという面での積極面はみられるが、①「社会の損失」という規定はあくまでも結果をのべたものであって、その原因をそれ自体として示したものではなく、②W. カップがのべているように、失業、過剰設備、独占などのその他の、「社会の損失」と共通の面は示されるが、その他の現象までもが一括され、公害問題の独自性を示す本質規定ではないという限界をもっている⁶⁾。

第2に、社会的損失を社会的費用と等置したことが種々の理論的混乱をうみだす出発点となっていることである。

すなわち、「社会のうける損失」を「社会の払う費用」とすることは、以下の理論的問題をもたらすことになる。

①「社会のうける損失」を「費用」概念にとじこめることになる。

②「費用」概念が無限定のために、私的企業の超過利潤追求による費用節約と、その結果生ずる「社会のうける損失」（その貨幣評価額）との混同をもたらす。

③, ②の結果として, 発生源対策費用, 被害損害額, 復元補償費用が区別されず, 社会的費用に一括される。

④私的企業の費用節約, 不払いの結果を, 「社会的費用」とすることは, 私的企業の費用節約, 不払いとその責任を不明確にして, 「社会が払うべき費用」とする根拠となる可能性をのこす。

以下, これらの諸点を検討することにした。

- 1) K. Marx, *Das Kapital*, Bd. III, S. 97, 全集版『資本論』第3巻, 109ページ。
- 2) 宮本憲一『社会資本論』, 164ページ。
- 3) 同上, 176ページ。
- 4) W. Kapp, *The Social Costs of Private Enterprise* (1948), Schocken Books (1971) pp. 26~46, 篠原泰三訳『私的企業の社会的費用』岩波書店, 1959年, 29~52ページ。
- 5) W. Kapp, *Environmental disruption and social costs, A challenge to economics*, "Kyklos", vol. XXIII, 1970, S.844, 「環境破壊と社会的費用」柴田徳衛, 鈴木正俊訳『環境破壊と社会的費用』所収, 岩波書店, 1975年, 21ページ。
- 6) 公正のためにいえば, 宮本氏は, より包括的な公害の定義を, 庄司光氏との共著『恐るべき公害』(岩波新書, 1964年, 139~140ページ)で行なっている。

II. 社会的損失を費用概念にとじこめることの限界

宮本氏も, W. カップも, 当初, 「社会的損失=社会的費用」の立場にあったが, その後, 社会的損失を費用概念にとじこめることの限界に気づかれ, 宮本氏は絶対的損失論, W. カップは, 実物表示論を提起されるようになった。

宮本氏は『社会資本論』(改訂版¹⁾)において, 「正確に言えば, 社会的損失とは絶対的損失をふくむ広義概念であり, 社会的費用とは貨幣的²⁾評量できる損失であろう。」と訂正された。

他方, W. カップは, W. ミハルスキーからの批判²⁾をうけての反批判のなかで, 厚生経済学の社会的費用論³⁾を徹底的に批判して, 「社会的費用を外部経済とか外部不経済という枠組や厚生理論に組み込もうとすることによって

何が得られるだろうか⁴⁾、「この分析手法によれば、市場を通じてもたらされる不利益（たとえば一つの集団が購買力を失うこと）は一般にそれに対応する他の利益（購買力の獲得）によって相殺されるとみなすことができる。こうして、社会全体の立場からみれば、社会的純損失はまったく発生しないようにみえるのである⁵⁾」とのべる。

この反批判は厚生経済学の社会的費用論批判として、きわめて鋭く、厚生経済学の補償原理や費用便益分析が、『資本論』のいうところの「すでに生産されている生産諸力を犠牲としての労働の生産諸力の発展⁶⁾」という、資本主義の敵対的性格に対する弁護論にすぎないことへの、W. カップなりの批判だったのである⁷⁾。

かくて、厚生経済学派の社会的費用論と明確に対決した W. カップは、社会的費用を実物表示とする立場に、その傾斜を強めた。

「社会的費用とは、物的表示（すなわち、環境や人間の健康や生命の破壊によって表わされたマイナスの社会的影響による）あるいは廃棄物の処理に起因する損害の予防や補償に要する労働によって測った実質支出表示によるものである⁸⁾。」

ここまでくれば、社会的費用概念を放棄して、社会的損失論を展開しなければならないということが、当然みちびきだされることになる。

しかしながら、まず宮本氏の絶対的損失論にあっては、貨幣的に秤量できる社会的損失は依然として社会的費用とされ、社会的損失と社会的費用が、概念的に全く別物であることが明確にされていない。また、W. カップは、実物表示論にもかかわらず、「社会的費用」という用語を依然として使用していた。

だがしかし、「社会的費用という概念そのものは本来貨幣的評価を前提とした概念⁹⁾」であり、貨幣的評価ではなく、実物表示をとる以上、社会的費用という概念は使用できないのである。あえて、それにもかかわらず使用されるとすれば、自己の論理の矛盾と破産を表出したものとみなさざるをえないであろう¹⁰⁾。

以上、社会的損失を費用概念にとじこめて、社会的費用とすることの問題をみてきたが、われわれは「社会的費用」という用語を使用して、社会的損失を貨幣表示することの、実際上の意義を全く否定するものではない。

はじめに引用した『資本論』の記述にもあるように、資本が費用を節約するためにひきおこされる、社会のうける被害、損失のぼう大さを強調し、公害発生源に対して公害防止投資を要求する上で、その正当性をうらづける1つの根拠として使用されることはありうることである。¹¹⁾

しかし、その場合においても、人間の健康被害など、社会の損失が重大になるほど、貨幣評価が不可能となることに留意しなければならない。そのため、宮本氏の絶対的損失論などが提起されたのである。

- 1) 有斐閣, 1976年, 165 ページ。宮本氏は以下のように、W. カップの社会的損失＝社会的費用論を、当初から批判されていたかのようにのべているが、それはさきを検討したように、事実に反する。

「カップの理論については、彼のいう社会的価値が、交換価値なのか使用価値なのか不明なこと、絶対的損失を含む社会的損失と社会的費用との区別がないこと、社会的費用の中に、生産費用と考えられるものが含まれていることなどの欠陥が指摘される。このため、そのままでは採用できなかったが、非マルクス経済学者の中では彼の理論は最も参考になった。」(宮本憲一、「公害問題」、『経済セミナー』増刊、『マルクス経済学のすべて』1978年, 203 ページ, 傍点は引用者)。

宮本氏がW. カップを批判していた点は、①その主観的価値論、②負担の階級性の軽視、③二重経済論、福祉国家論、④社会主義観(『社会資本論』189～196 ページ)である。

- 2) W. Michalski, *Grundlegung eines operationalen Konzepts der "Social Costs"*, (J. C. B. Mohr), 1965, S. 117, 尾上久雄, 飯尾 要訳『社会的費用論』日本評論社, 1969年, 106 ページ。
- 3) 厚生経済学の立場からする社会的費用の測定の最近の例は、以下のごとくである。「あるプロジェクトが実施されたとき、それによってプラスの効果を蒙った人々が支払ってもよいと考える額の合計(これを社会的便益という)が、上述の定義(環境悪化が発生したとき、社会を構成する個人々が環境悪化がなかったときと同一の効用レベルを維持するために補償してもらいたいと考える額)に従う社会的費用よりも大きいとき、これを社会的に実行に値するという考え方」である(三菱総合研究所, 『環境悪化の社会的費用の測定方法に関する研究』1977年9月, 305 ページ)。
- 4) W. Kapp, On the nature and significance of social costs, "Kykklos", vol.

XXII, 1969, S. 338, 「社会的費用の意味と性格」, 前掲『環境破壊と社会的費用』所収, 141 ページ。

- 5) Ebenda, S. 339, 同上 143 ページ。傍点は引用者。
- 6) K. Marx, *Das Kapital*, Bd. III, S. 259, 全集版『資本論』第 3 巻, 313 ページ。
- 7) 華山 謙『環境政策を考える』(岩波新書, 1978 年, 188 ページ) も, こうのべている。

「公害の被害者の受ける苦痛は, 成長によって所得の上昇した人々からの補償によって癒えるものだという仮定は, 公害が被害者の身体, 生命に及んでいる現実を見ると, 到底支持できる仮定ではない。」

- 8) W. Kapp, *Environmental disruption; methodology and general issues*, S. Tsuru ed. *Proceedings of International Symposium Environmental Disruption* (Asahi Evening News) 1970, p. 11, 「環境破壊」, 前掲『環境破壊と社会的費用』所収, 302 ページ。

近代経済学のなかでも, パレートの厚生基準に問題があるとし, 「効率性の原理」の限界をみとめ, 「公正の原理」を導入して, 「いちばん恵れない立場にある人人の福祉を上昇させることを基本的な判断基準とするロールズの公正概念が考慮されねばならない」(浜田宏一『損害賠償の経済分析』東京大学出版会, 1977 年, 175 ページ) という立場もでてきている。

- 9) 篠原泰三, 「公害と社会的費用」, 『東大公開講座, 7, 公害』, 東京大学出版会, 1966 年, 239 ページ。
- 10) W. カップの社会的費用論に対して, つぎのような評価もできようが, 費用概念の混乱からくる, このような論理の破産と矛盾をぬぐうことはできないようにおもわれる。

「各種の破壊や損失を『生産の社会的費用』として, つまり, 生産上の費用として捉えようというカップの提起である。ここには, 使用価値上のマイナスそれ自体をも費用として考えようという立場が示されているが, これは価値論上の混乱として単純に片づけられない面も含んでいる。すなわち, カップの場合, それは, 使用価値的側面を無視した交換価値追求の生産という資本主義的生産の転倒性への批判がこめられていると同時に, 生産に伴う使用価値上のマイナス(価値では測定できない損失)という問題を, 経済学は一体どのように位置づけ, 評価すべきかという, カップなりの問題提起を含んでいたからである。」(寺西俊一, 「カップの『社会的費用』論をめぐって」, 『経済評論』1978 年 1 月号, 136 ページ, 傍点は原著者)

- 11) 華山 謙, 前掲書, 183 ページ。
東京都公害研究所調査部『公害による経済的損失の評価』1974 年, 1 ページ。

III. 私的企業の超過利潤追求による費用節約と、その結果生ずる、社会的損失（その貨幣評価額）との混同

W. カップによれば、社会的費用の社会的たるゆえんは、「私的経営の費用計算の中に含まれ¹⁾ず、「第三者或いは一般大衆」がこうむるから²⁾であるという。

宮本氏は、「資本がコストとして算入すれば補償できるもので社会的費用とよぶ³⁾」とされる。つまり、私的企業が費用として支払わず、社会が支払うものという意味で社会的費用とされているのである。

しかしながら、これらの把握は、「社会的損失＝社会的費用」とした問題の上に、費用概念が無限定であるために、私企業の超過利潤の追求による費用節約⁴⁾と、その結果生ずる社会がうける損失（その貨幣評価額）とが区別されず、混同されている。

宮本氏は、価値法則の矛盾として、「公害問題を中心とした社会的損失が、商品のコストに算入されない⁵⁾」とも述べられている。

そもそも、「社会的費用の商品コストへの算入」とは何を意味するのか。宮本氏のさきの例によれば、社会的損失の補償費用ということである。したがって、「社会的費用の商品コストへの算入」とは、補償費用をコストとして商品に算入するということの意味すると理解できる。

しかしたとえば、日本では、戦前から石炭価格に、石炭鉱害により生じていた損害を、賠償する費用が算入されていたといわれている。

このため、石炭資本は石炭鉱害の予防対策をとるかわりに、賠償費を石炭価格に上のせして価格転嫁を行ない、鉱害問題は一向に解決せず、かえって激化したのであった。

このように、補償費用をコストとして商品に算入することによっては、価格転嫁があるため社会的損失をなくす方向に作用せず、かえって公害発生「免罪」となる場合があるのである。

このことは、実は、宮本氏自身もみとめられ⁶⁾、また公害税や課徴金の評価

をめぐって論争となっているところである。

このような問題と理論的混乱が生じた原因は、さきにも述べたように、社会的損失を生じさせた、私的企業の超過利潤追求による費用節約を規制して、費用を支払わせるという問題、つまり「不変資本充用上の節約」としての公害防止設備の節約を規制するという根本の問題と、その節約の結果生じた、社会的損害の補償のための費用を支払わせるという問題とが混同されているからである。

しかも、補償費用の負担の問題についていえば、価格転嫁と、「合理化」による労働者へのしわよせがあるため、超過利潤からの「はきだし」によって支払われる保証は全くない⁸⁾のである。

以上のように、私的企業が費用として支払わず、社会が支払うという「社会的費用」の規定は、「社会的損失＝社会的費用」とした問題と、費用概念の無限定のために、社会的損失を生じさせた、私的企業の超過利潤追求による費用節約を規制して、費用を支払わせる根本問題とその節約の結果生じた、社会的損害の回復補償のための費用を支払わせるという問題が混同され、ために「社会的費用の商品コストへの算入」という主張は、その意図に反して、価格転嫁と、「合理化」の存在によって、費用節約による超過利潤をはきださせる保証は全くなく、公害発生の「免罪」となり、根本の、社会的損失をなくす方向に作用しない可能性がきわめて大きいものである。

- 1) W. Kapp, *The Social Costs of Private Enterprise*, p. 229, 邦訳 265 ページ。この部分は、第 2 版にあたる *Social Costs of Business Enterprise*, (Asia Publishing House) 1963 にはない。
- 2) *Ibid.*, p. 13, 邦訳 15 ページ。
- 3) 宮本憲一『日本の環境問題』有斐閣, 1975 年, 170 ページ。
- 4) 拙稿, 「不変資本充用上の節約」の位置と構成, 京大『経済論叢』第 117 巻第 5・6 号, 1976 年を参照。
- 5) 庄司 光, 宮本憲一『日本の公害』岩波新書, 1975 年, 12 ページ。
- 6) 同上, 192 ページ。
- 7) 経済的規制と直接的規制との関連がくわしく検討されるべきであり, その上で, 課徴金の位置づけを行なう必要がある。W. J. Baumol, W. E. Oates, *Economics*,

Environmental Policy and the Quality of Life, (Printice-Hall) 1978, pp. 244~245, 参照。

8) これらの問題については、会計学で議論されているが、さしあたり、^{かくら}角瀬保雄、「現代公害をめぐる会計問題」、『経済評論』1971年10月号臨時増刊号、参照。

IV. 私的企業の費用不払いを、社会的費用という必要はない

「社会的費用」とは、私的企業が費用として支払わず、社会が支払うものであるとされた。W. カップによれば、「社会的費用という語は、生産過程の結果、第三者または社会が受け、それに対しては私的企業家に責任を負わせるのが困難な、あらゆる有害な結果や損失¹⁾」である。

社会的費用の社会的たるゆえんは、W. カップの場合、さらに、「私的企業家に責任を負わせるのが困難」という意味あいをもっている。つまり、私的企業の生産過程の結果生じて、「私的企業家に責任を負わせるのが困難」

表 公害防止対策

公害防止対策		大気汚染防止対策							汚水処理施設	騒音防止施設
		硫酸酸化物質	ばいじん	有害物質	特定物質処理施設	粉じん防止施設	緊急貯留施設(重油脱硫装置)	液化天然ガス		
助成制度	中小企業金融公庫(公害防止貸付)	○	○	○	○	○			○	○
	国民金融公庫(産業公害防止施設等整備資金貸付)	○	○	○	○	○			○	○
	中小企業設備近代化資金	○	○	○	○	○			○	○
	中小企業振興事業団	○	○	○	○	○			○	○
	公害防止事業団	○	○	○	○	○	○		○	○
	日本開発銀行(公害防止特)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
税制	特別償却	1/3			-	-	-	-	1/3	1/3
	耐用年数の短縮 公害防止準備金 固定資産税(減免)	非課税 (高煙突1/3課税)			○	非	-	-	非	1/3課税
補助金	技術改善費補助金制度(中小企業庁)									
	重要技術研究開発費補助金(工業技術院)									

(出所) 『産業公害』

ゆえに、社会が支払わなければならない費用ということになっているのである。

しかし、かかる論理は、現実においては、公害防止費用や、回復費用の、国家、地方公共団体負担を、客観的には「合理化」する弱点をもつものである。

このため、「私的企業の費用不払いを、社会的費用という必要はない²⁾」という当然の批判が出てくるのである。

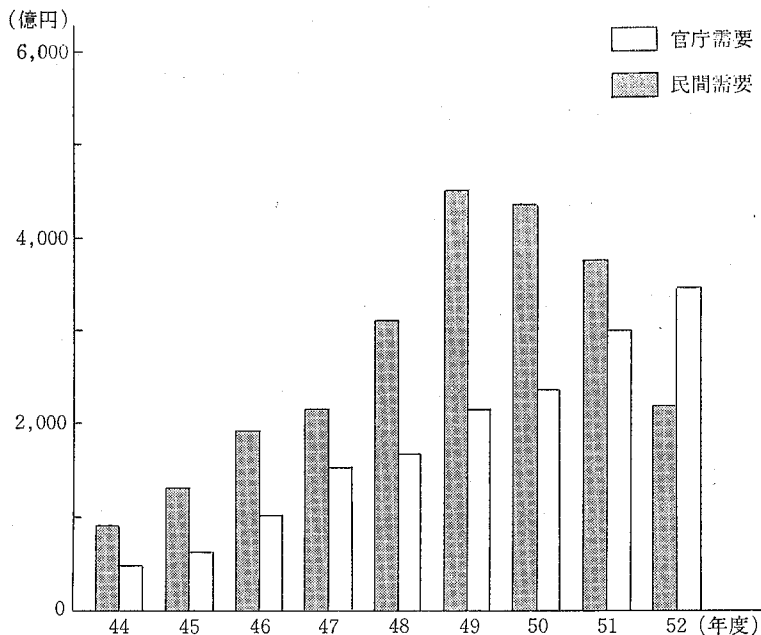
W. カップ自身、1975年に京都でひらかれた国際環境保全科学会議の席上で、蓄積公害の対策費用について、私企業の支払能力の限界のゆえに、国家と地方公共団体による負担の必要性をのべている³⁾。

宮本氏は、W. カップとちがって、企業負担を強調され、「公共部門だけでみれば企業が P. P. P. で負担している分よりも、はるかに大きい補助金が出ている。これでは社会的費用を企業に負担させたとはいえないのではない

と 助 成 措 置

振動防止施設	悪臭処理施設	産業廃棄物処理施設	工業用水道(地下対策)	工業用水使用施設	無公害設備(無振・溶剤)	廃棄物の再生利用	工場適用地化(建物利転)	工場環境整備	公害防止費用	公害防止技術の開発
○	○	○	○	○	○	○	○	○		新技術企業化等貸付
○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○		国産技術興枠
○	○	○	○	○	○	○	○	○		
1/3	1/3	1/3	1/4	-	1/4	1/4	○	○		
1/3課税	非	非	1/6課税	-	3年度分3/5課税	3年度分3/5課税			○	
										○
										○

図 公害防止装置生産実績



(備考) 日本産業機械工業会調べ。

(出所) 昭和54年度『環境白書』66ページ。

4) かのべる。宮本氏も強調されるように、不況を契機として、私企業の「公害防止投資」のおちこみに対して、下水道建設を中心とした官公需要の伸びがいじりしい。(図参照) この他、私企業の「公害防止投資」に対して、別表のような、種々の助成措置がとられている。

こうした事態に対して、「社会的費用」という用語を使用して、公費負担を真に批判することはできないとおもわれる。なぜならば、社会的費用という概念には、「私的企業家に責任を負わせるのが困難」で、社会が支払うという意味が、W. カップが使用したごとく、ふくまれていると、一般的にもうけとられるからである。

こうなっているのはやはり、私企業の費用不払いを社会的費用ということからくる、必然的帰結ではないかとおもわれる。したがって、社会的費用

という概念はおそらくは、その意図に反して、企業負担ではなく、公費負担を合理化する弱点をもっているのである。

- 1) W. Kapp, *op. cit.*, p. 14, 邦訳 16 ページ。傍点は引用者。
- 2) 中村静治『現代工業経済論』汐文社, 1973 年, 254 ページ。傍点引用者。唐鎌直義「『社会的費用論』の現段階的意義」(中大『論究』第 10 巻第 1 号, 1978 年)が「私的企業の不払い費用の社会化＝負担転嫁を社会的費用の名の下に正当化」(10 ページ)しようとしていると批判している。
- 3) 『朝日新聞』1975 年 11 月 20 日付, 『日本経済新聞』, 『サンケイ新聞』同日付参照。
- 4) 宮本憲一, 「環境政策——20 年目の決算書」, 『世界』1979 年 5 月号, 180 ページ。

V. 発生源対策費用, 被害損害額, 復元補償費用 が区別されず, 一括して社会的費用とされる

宮本氏も, W. カップも, 予防第 1 の立場から, 予防をおこたったためにおこる損失の大きさを強調される¹⁾。しかしながら, さきにもたように, 私的企業の超過利潤追求による費用節約と, その結果生ずる, 社会的損失(その貨幣評価額)との混同があるために, 社会的費用のなかに, 発生源対策費用, 被害損害額, 復元補償費用が区別されず一括される。このために, 予防対策の重要性, それと損害との対比の意味がうすれたものとなってしまう。

たとえば, 宮本氏はこうのべる。

「社会的損失を防止するには, まず, 原因者に損失を負担させる制度が必要である。公害防止費用の負担原則を確立することによって, 利潤原理を抑制しなければならない²⁾」。

ここでは, 損失と, 公害防止費用とが混同されている。

「被害補償費, 復元費, 公害防止費など直接・間接の公害対策費を算定してこれを社会的費用として, 原因者に寄与度に応じて負担させる方法³⁾」。

ここでは, 社会的費用が, 直接・間接の社会的費用とされ, 被害補償費, 復元費, 公害防止費が一括される。

W. カップも実物表示論の立場からつぎのようにいう。

「社会的費用とは, 物的表示(すなわち, 環境や人間の健康や生命の破壊によって表わされたマイナスの社会的影響による), あるいは廃棄物の処

理に起因する損害の予防や補償に要する労働によって測った実質支出表示によるものである⁴⁾」。

ここでは、損害の予防と補償をさしている。

以上のような、社会的費用概念の混乱に対して、すでに、W. ミハルスキーが以下のように、問題を整理していた。

「社会的費用とは、市場的に条件づけられない、その侵害の惹起者が負担していない（その分だけ節約している）『諸費用』をしめしているのか、それとも、その惹起者以外のだれかがもしその侵害をとりのぞこうとするなら費やさねばならないだろう『諸費用、（潜在的予防費用）が意味されているのか、あるいはまた、その非市場的な侵害の結果として第三者によって事実上負担されている損失を社会的費用として理解すべきであるのか、このような問題も説明されてはいない⁵⁾」。

まさにそのとおりで、節約分、予防費用、社会的損失が区別されることなく使用されているのである。

このような混乱があるために、日本においては、社会的費用論に対して、「費用は、広い意味での犠牲、損失と境界がつかなくなっている。そのため、社会的費用は、企業の事業活動が外部にあたえた損失についての計算額と、損失を事前に防ぐための費用とが、いたるところで混同されたまましめされている⁶⁾」、「『社会的損失』と『社会的に必要な費用』とが混同されている⁷⁾」という当然の批判が出されているのである。

発生源対策費用、被害損害額、復元補償費用が一括して社会的費用とされているため、宮本氏の場合には、その社会的費用全体を原因者に負担させるという意図とは反対に、予防対策の重要性、それと損害との対比の意味がうすれたものとなってしまっているのである。

ところで、宮本氏は、もう1つの社会的費用の算定方法として、宇沢弘文氏やW. カップの所説を参考として、社会的福祉水準達成のための費用を、社会的費用とするという方法をも提唱される⁸⁾。

「健康で安全で快適な生活環境を保全する社会的福祉水準」の設定が、そも

そも可能かどうかという問題が存在するとともに、このような予防対策の費用を社会的費用とすると、社会的損失＝社会的費用（プラス絶対的損失）として出発した議論からの当然の帰結として、「予防費用」が社会的損失のなかにふくまれてしまうことになる。

しかし、「予防費用」は、いかなる意味においても、社会的損失にふくまれないことは明らかである。

かかる論理矛盾が生じたゆえんは、発生源対策費用、被害損害額、復元補償費用が、概念的に区別されず、社会的費用のもとに一括されたためである。

この混乱をさけるためには、予防対策を別にして、被害損害、復元補償を社会的損失とすることが必要である。そして、予防対策は、生産規模、生産設備、経営の内容にもたちいった規制が必要となってくるのである¹⁰⁾。

また、予防対策といわれるものは、生産設備の本体とは別個のものをつけ加えるものではなく、生産の本来の目的からして、人間の生存をおびやかす生産物や廃棄物を排出しないように生産を計画することであり、その意味で、公害を出さないことが本来の生産であり、「予防費用」という概念も成立しえないことになるのである。

いわゆる「公害防止産業」といわれるものも、全く新しい商品をつくりだした産業ではなく、これまでの機械・装置を目的に応じて組み合わせたものが多く¹¹⁾、また、「公害防止装置」といっても、廃物の再利用のための装置もふくまれていることも留意されねばならない。したがって、「公害防止費用」、「公害防止設備」といわれるものを、独立した概念として定立しうるかどうかも問題とされなければならない。

いずれにしても、社会的費用概念の使用は当をえたものではないことは、以上で明らかであろう。

- 1) 宮本憲一『社会資本論』161—164 ページ。W. Kapp, Social Costs and Social Benefits—A Contribution to normative Economics, E. Beckerath her. *Probleme der normativen Ökonomik und der wirtschaftspolitischen Beraffung*, Berlin, 1963, S. 209, 「社会的費用と社会的便益」, 前掲『環境破壊と社会的費用』所収, 124 ページ。W. Kapp, Environmental disruption; general issues and method-

- ological problems, op. cit., pp. 18~19, 邦訳, 同上, 313 ページ。
- 2) 宮本憲一『日本の環境問題』16 ページ。
 - 3) 庄司 光, 宮本憲一『日本の公害』188 ページ。
 - 4) W. Kapp, Environmental disruption; methodology and general issues. op. cit., p. 11, 邦訳, 302 ページ。
 - 5) W. Michalski, a. a. O., S. 12, 邦訳 6 ページ。
 - 6) 工藤 晃『日本経済と環境問題』大月書店, 1975年, 82 ページ。この批判は, 宇沢弘文『自動車の社会的費用』(岩波新書, 1974年)にむけられたものである。
 - 7) 中村孝俊「公害の経済学」, 日本科学者会議編『講座, 現代人の科学, 8, 公害と人間社会』大月書店, 1975年, 204 ページ。
 - 8) 庄司 光, 宮本憲一『日本の公害』189 ページ。
 - 9) 村田喜代治『地域開発と社会的費用』(東洋経済新報社, 1975年)第7章は, 公害防止を第1とする立場からではあるが, あくまで社会的費用概念を使用され, 「社会的費用の事前の内部化」として, 「安全性」の確認を位置づけている。しかし, ここまでくれば, 社会的費用概念の無力は明らかである。安全性の確認の問題は, 費用問題にとじこめられない, 産業構造, 産業政策, 産業規制などの問題となってくる。
また, 村尾 質「物流公害とその予防費用」(『経済評論』1975年12月号, 101 ページ)は, 公害の「予防費用」をもって社会的費用としているが, こうなると, 社会的損失にはふくまれない新たな社会的費用の概念を創出しなければ, つじつまがあわなくなる。
 - 10) 拙稿「『無償の自然力』と資源・環境問題」, 北大『経済学研究』第29巻第3号, 1979年。
 - 11) 宮川昭平『公害防止機器業界』教育社, 1977年, 14 ページ。

む す び

マルクス経済学が, その生き生きした分析力を発揮するためには, 現実に提起される課題にとりくみ, その分析の手法や概念をたえず発展させなければならぬ。

そのために, 近代経済学の手法や概念をも批判・検討の上で, 積極的に摂取していくことが必要であることはいうまでもない。

しかしながら, 基本概念の批判・検討・再加工が, 不十分であるならば, 現実の経済現象を正確に把握し, 正しい解決方向をうちだしていくことはできない。

さながら, 労働と労働力概念の区別が, 剰余価値把握にとっての, 決定的

環であったごとく、社会科学における基本概念の厳密性は、全社会現象把握のためのキーストーンである。

公害問題の分析にとって、「社会的費用」概念も、その一例であるといえよう。

本稿で検討した、宮本氏と W. カップの所説は、その意図において、①マルクスの「社会的損失」をその出発点として、②公害予防対策を強調し、③それを私的企業が節約することによって生ずる、社会がうける損失のぼう大きさを強調し、④社会的損失を費用概念にとじこめることの限界に気づかれ、宮本氏は絶対的損失論、W. カップは実物表示論を提起され、⑤社会的損失を、損失惹起者が負担することを強調される（この点は W. カップにおいては弱いが）。

以上の諸点については、先駆的業績として評価できるものである。

しかしながら、両氏がともに、公害問題を主として「社会的損失」概念を中心にとらえ、「社会的損失＝社会的費用」とされることから、以下の理論的混乱を生じさせ、部分的にはさきの意図とも相反する結論が導き出されることとなった。

①社会的損失を、費用概念にとじこめることの限界に気づかれ、宮本氏は絶対的損失論、W. カップは実物表示論を提起された。しかしながら、貨幣的評価を前提とする、社会的費用概念を依然として兩人とも使用されている。これは自己矛盾であり、厚生経済学派の社会的費用論にも有効に対処できない。

②私的企業が、費用として支払わず、社会が支払うという、社会的費用の規定は、「社会的損失＝社会的費用」とした問題の上に、費用概念の無限定のために、社会的損失を生じさせた、私的企業の超過利潤追求による費用節約を規制して、費用を支払わせるという根本問題と、その節約の結果生じた、社会的損害の補償回復のための費用を支払わせるという問題とが混同される。このため、「社会的費用の商品コストへの算入」という主張は、その意図に反して、価格転嫁と「合理化」の存在によって、費用節約による超過利潤をはき出させる保証は全くなく、公害発生の「免罪」となり、根本の社会的損失

をなくす方向に作用しない可能性がきわめて大きい。

③とくに、W. カップの場合、「私的企業家に責任を負わせるのが困難」ゆえに、社会が支払わなければならない社会的費用という規定は、現実においては、公害防止費用や、回復費用の、国家、地方公共団体負担を合理化することとなる。これは、もともと、私的企業の費用不払いに原因がある問題を、社会的費用と規定するところにも起因している。

④発生源対策費用、被害損害額、復元補償費用が一括して、社会的費用とされているために、宮本氏の場合には、社会的費用全体を原因者に負担させるという意図とは反対に、予防対策の重要性、それと損害との対比の意味がうすれたものになってしまう。

⑤そもそも「予防費用」という概念自体が資本主義的生産の観点からうまれたもので、この「予防費用」を、社会的費用の中心とすると、「社会的損失＝社会的費用」とした論理の帰結として、「予防費用」が社会的損失のなかにふくまれ、予防＝損失という矛盾をきたすこととなる。

この混乱をさけるためには、予防対策を別にして、被害損害、復元補償を社会的損失とすることが必要である。そして、予防対策は、生産規模、生産設備、経営の内容にもちいった規制が必要となる。

以上のごとく、公害問題を主として社会的損失概念を中心にとらえ、さらにこの社会的損失を社会的費用と等置して使用することは、種々の論理矛盾と、その意図に反する結論をもたらすゆえに、当をえたものとはいえないのである。